

議案第55号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市江津字西皆竹318番1 鳥取市江津字土橋370番1	4,110.71平方メートル

2 相手方

広島市中区千田町二丁目5番5号

日本赤十字社中四国ブロック血液センター

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 理 由

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づき採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸

し付けようとするものである。